

立川市で新婚生活を
始められる方を全力応援

令和8年度
立川市
結婚新生活
支援事業

住宅取得費・住宅賃借費・引越費用など

最大**30**万円を補助

対象世帯の主な要件

- 令和8年1月1日以降に婚姻した
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- 前年の夫婦の合計所得が500万円未満

※ 対象世帯、対象費用について、諸条件や対象外となる場合があります。

申請期間

令和8年4月1日
～
令和9年3月31日

- ※ 予算額の上限に達した時点で、終了いたします。
- ※ 最新情報は電話などでご確認ください。



【お問い合わせ】
立川市 政策財務部 企画政策課
電話：042-523-2111内線2688
FAX：042-521-2653
メール：kikakuseisaku@city.tachikawa.lg.jp

市ホームページはコチラ



● 対象世帯 …次の5つ全てに該当する方

1 婚姻日

令和8年1月1日
～令和9年3月31日までの
間に、婚姻届を提出し受理
された夫婦

2 年齢

婚姻日の年齢が、夫婦とも
に39歳以下である

3 住所

新生活の拠点となる
立川市の住所に、夫婦とも
住民登録をしている。

4 所得

令和7年1月1日
～令和7年12月31日の
夫婦の合計所得が、
500万円未満である。
(貸与型奨学金を返還し
ている場合は、合計所得か
ら年間返還額を控除でき
ます。)

※申請日が4月1日～6月
30日の場合は令和6年の
合計所得

5 その他

- ・夫婦とも過去に結婚新生活支援事業(他自治体含み)の補助を受けていない。
- ・夫婦のいずれも市税の滞納がない。
- ・本市が認める以下に関する講座や相談の受講等が夫婦とも終わっている。
 - ①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケア
 - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ④共家事・子育て講座
- ・夫婦とも立川市暴力団排除条例に規定する暴力団員にないこと。
- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていない。
- ・3年以上、立川市に住む意思があること。
- ・内閣府及び立川市による本事業の実施に係るアンケート等に協力します。

● 補助金受取りまで大まかなの流れ



ご不明点など
お気軽にご相談下さい

内容に不備があった場合は追加書類
や修正を依頼する場合があります

通知が届いてから1～2週間程度
で振込となります

